

農地付き空き家の改修（リフォーム） 費用を補助します！



市内にある空き家を活用して、遊休農地、耕作放棄地の解消と、耕作希望の移住者のマッチングを後押しするため、農地付き空き家を改修して賃貸するかたや購入予定のかたへ、改修（リフォーム）費用の補助を行います。

なお、補助金の活用を希望されるかたは事前にご相談ください。

移住促進農地付き空き家改修補助金の概要

【補助金の対象となる空き家の主な要件】

- ・建築基準法等の法令に適合していること
- ・埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定を締結した不動産団体の会員※が売買、賃貸借契約を仲介・代理する深谷市内の空き家

※不動産団体の会員とは以下の団体の会員のことです。
埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉北支部、本庄支部
全日本不動産協会埼玉県本部 県北支部、県央東支部

【補助対象者の主な要件】

（A）補助対象空き家を購入した者の場合

- ① 市内に転入する者又は転入した者で申請月から起算して5年以内の者
- ② 補助対象空き家改修後、5年以上居住する意思のある者
- ③ 補助対象空き家改修後、市内の農地を所有または賃借し農業を営む者

（B）補助対象空き家を賃貸した者の場合

- ① 上記（A）に該当する者に空き家を賃貸する者

補助する金額・・・上限80万円

※ 補助対象費用の2分の1

【注 意 事 項】

- ・ **申込受付期間・・・令和7年4月1日から令和7年11月28日**
補助金申請の際には、まずは下記の問い合わせ先までご相談ください。
- ・ 補助金交付決定前の工事は補助金の対象外となります。
- ・ **令和8年2月28日までに工事を完了させる必要があります。**

★問い合わせ先★

深谷市役所 自治振興課（市役所本庁舎2階21番窓口）

TEL:048-574-8597 FAX:048-501-5222

※ 補助制度の詳細や申請書等については、上記問い合わせ先までご連絡ください。

深谷市役所 空き家に関する補助制度のページ二次元コード →

